## 第15回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年7月16日(木)午前10時0分
- 2 閉会日時 令和2年7月16日(木)午後1時58分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員

1番 永徳 省二君 4番 佐々木雄司君 6番 保田 守君

9番 原田 素代君 10番 行本 恭庸君 13番 福木 京子君

15番 岡崎 達義君 16番 下山 哲司君

5 欠席委員

なし

6 証人

森川 康彦君 小野田 誠君

藤井 和彦君 友實 武則君

7 弁護士

水谷 賢氏 森岡 佑貴氏

8 事務局職員出席者

議会事務局長 元宗 昭二君 副 参 事 黒田 未来君

- 9 協議事項 1)公金支出及び公文書改ざん等に関する調査について
  - · 証人尋問
  - 2) 実地調査について
  - 3) その他
- 10 議事内容 別紙のとおり

## 午前10時0分 開会

○委員長(下山哲司君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから第15回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を開会いたします。

議事に入る前に、報道機関の皆様に申し上げます。本日は証人喚問を予定しておりますが、 写真等の撮影については所定の位置を越えないよう、また証人に対する撮影については証人の プライバシーに配慮し、心理的に圧力が加わることを防ぐため、後方からの撮影のみとしてく ださい。

以上、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

協議事項1番目、本委員会に委任された公金支出及び公文書改ざん等に関する調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について友實武則君、藤井和彦君、小野田誠君、森川康彦君より証言を求めることにいたします。

本日、証人から証言を行うに当たり、メモ等を参考にすることについて許可をしております ので、御了承願います。

証人にはお一人ずつ証言を求めることといたしますが、証言や宣誓等について注意事項は午前と午後に分けてまとめて説明させていただきます。

それでは、証人の入室を求めます。

〔証人 藤井和彦君、証人 小野田 誠君、証人 森川康彦君 入場〕

○委員長(下山哲司君) 証人各位におかれましては、お忙しいところ御出席くださいまして ありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨の申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだとき

は、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。全員起立をお願いい たします。

まず、藤井和彦君、宣誓の朗読をお願いいたします。

- ○証人(藤井和彦君) 宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年7月16日。藤井和彦。
- ○委員長(下山哲司君) 次に、小野田誠君、宣誓書の朗読をお願いいたします。
- ○証人(小野田 誠君) 宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年7月16日。小野田誠。
- ○委員長(下山哲司君) 次に、森川康彦君、宣誓書の朗読をお願いいたします。
- ○証人(森川康彦君) 宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年7月16日。森川康彦。
- ○委員長(下山哲司君) 御着席をお願いいたします。

証人はそれぞれ宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際にはその都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。本日は、公金支出及び公文書改ざん等に関する重要な問題 について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動 のないように御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留 意されるよう要望いたします。

それでは、森川康彦君から証言を求めたいと思いますので、藤井君、小野田君は一度御退席 ください。

〔証人 藤井和彦君、証人 小野田 誠君 退場〕

○委員長(下山哲司君) 改めまして、森川康彦証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどお願いいたします。

これより森川康彦証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この 内容に間違いございませんか。

- ○証人(森川康彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) 間違いありません。
- ○委員長(下山哲司君) 最初に副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から 御発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長(岡崎達義君) 本日は、お忙しいのに御出席くださいましてありがとうございます。

これから質問させていただきます。

まず、平成31年3月末ごろの文書のつくり直しについてでございますが、平成31年3月末ご ろ予備要員の臨時職員の起案等のつくり直しをしていますが、つくり直しの指示は当時の上司 である久山学校給食センター所長で間違いありませんか。

- ○証人(森川康彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) はい、間違いありません。
- ○副委員長(岡崎達義君) つくり直しをした文書について詳細を説明してください。
- ○証人(森川康彦君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) 大きく2点あったと覚えております。任用が時間給で1,750円でしたんですが、それに括弧で月額8万円を1つ目としてつけ加えました。それから、仕事の内容として、業務内容で学校給食配送(コンテナ積みおろし込み)というようなことで当初は起案しておりましたが、その後にほかという言葉をつけ加えました。以上のように覚えております。
- ○副委員長(岡崎達義君) そのつくり直したのはいつですか。
- ○証人(森川康彦君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) 4月の上旬ごろだったと覚えております。
- ○副委員長(岡崎達義君) つくり直す前の文書はどうしましたか。
- ○証人(森川康彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) 一連のフォルダーに文書が保管されておりました。所長がそれを持って協議をされた関係で、所長がその当初の文書も所長の判断で破棄することをためらわれ、保

管されてたというように記憶しております。

- ○副委員長(岡崎達義君) 破棄はしていなかったんですね。
- ○証人(森川康彦君) はい。
- ○副委員長(岡崎達義君) わかりました。 上司から文書をつくり直すよう指示があった際、どのように思いましたか。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) 所長自身も上司からの指示だと、前の委員会のときにもそういうふう に申し上げたと思うんですが、私が拒むことで所長も間に入って困るというか板挟みになるようなことで、そういうふうに進めたと覚えております。
- ○副委員長(岡崎達義君) それを上司に伝えましたか。
- ○証人(森川康彦君) そういう場面に私が出席しておりませんから、所長に対して誰からの 指示なんかということは確認をしました。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) 以上です。 ありがとうございました。
- ○委員長(下山哲司君) 副委員長からの質問は終わりました。 委員さんから質問があればお願いいたします。 原田委員。
- ○委員(原田素代君) たびたび恐れ入ります。

2点ほど確認したいんですが、以前のときに対応記録票ですとか公益通報条例ですとか、その市の決まり事、要綱や条例を御存じですかって聞いた記憶があるんですけど、御存じでした。追加ですけど、今回お聞きしたいのは、赤磐市不当要求行為等対策要綱というのもございます。これは聞いたことはございますか。

- ○証人(森川康彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) 正直言ってそこまでは余り記憶に、勉強不足いうか知りませんでした。
- ○委員(原田素代君) ありがとうございました。 委員長、もう1点ですが。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 今の御回答の中に破棄していない、所長が保管していたという御発言があったんですけど、これは市が令和元年に報告書で出してきた報告書の中には、それまで保管していた任用申請書は破棄したというふうに書いてあるんですね。そうすると、森川さんがごらんになってた、所長が保管してた後に誰かが破棄したというふうに考えられると思ってい

いんでしょうか。

- ○証人(森川康彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) それは、私も、警察の捜査というか、そういうのが入ったときに警察の方が給食センターに来られました。それで、これがないということはいけない、いけないというか公文書を破棄しとることじゃからいけませんよということで探したんです、所長と。そしたら、所長が、その時点で残ってたということです。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) もう一度確認します。時点で残ってたってことは、警察の捜査の段階ではまだ資料は残ってたというふうに理解したらいいんですか。
- ○証人(森川康彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) どう言ったらいいんでしょうか。所長もだから、前も言いましたように、良心の呵責からかどうか、それは捨てるべきじゃないというふうに思われて、そこは所長に預けておりましたから、残されとったと、そういうことがその時点で僕はわかったということです。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいか。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) そうすると、この報告書、内田教育長の名前で出された報告書の破棄 したというのは、それ以降、森川さんにとっては誰かわからないけれど、破棄したんだろうと いうことになりますよね。それでいいですか。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) 私はそこのところはわかりません。
- ○委員(原田素代君) わかりました。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいか。
- ○委員(原田素代君) ありがとうございます。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) きょうはありがとうございます。

さっきの3番のつくり直したのはいつですかということで、4月ごろじゃないかということで、これは何年の4月か。平成30年かなと思われるんですが、平成30年でいいんですか。

○証人(森川康彦君) 31年度がスタートして、年度がかわってすぐだったと思うので、31年

度の4月ぐらいだと思います。

- ○委員長(下山哲司君) よろしいですか。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 7番で森川さんがやらないという、そういうことはできないという ふうに言うと上長のセンター長がお困りになられるからということがあって、よくないことと はわかりながらそういうことをしたんだという趣旨の御説明があったんですが、8番でそれを 上司に伝えましたかということでお尋ねをしましたらしてませんということだったんで、これ は多分質問の趣旨が、それをっていうのは、問題があるということをわかっていながら、その ことを問題があるということを上司に伝えましたかという趣旨の多分質問じゃなかったかなと いうふうに思うんで、改めてお尋ねをするんですが、あの指示は問題があるんじゃないかということについては上司について指摘をされたようなことっていうのはあるんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) 言われてる趣旨が理解不足なとこがあって、食い違った答弁になって 申しわけないんですが、またピンぼけな答えをするかもしれませんけど。

私の気持ちを理解するように聞いていただけたらと思いますが、所長にこれを直すことはいいんですかということは聞きました、と思います。だけど、私がそこに参画しない場面で次長、所長、でき上がったものが私におりてくるわけですから、既に路線が決まってる、方向性が、その中でそれに対してまた私が拒むと上司に逆らっとるような捉え方をされんとも限らんですから、仕方がなくというか。久山さんも同じようなところがある、中間じゃから私より1つ上の立場、さらに2人おられるわけじゃから。だから、久山さんもお困りだろうと、私と同じようなとこがあるから。そういうことで、苦渋の選択というか、そういうふうにしました。

- ○委員(佐々木雄司君) 結構です。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 公文書を改ざんされたときに良心の呵責というのを感じられました か。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) それは誰しも直すというか改めてそれをすることは、私自身もそれは 感じました。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 良心の呵責を感じられたときに上司とかその上じゃなくてその呵責を 相談する、できる部署あるいは相談できる人というのはいらっしゃらなかったですか。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) そこまで人間関係ができてるというか、私もこれは個人的なことでこ

の場で言うことがどうかとは思うんですが、言っていいですか。

○委員長(下山哲司君) はい、思ったことは言っていただいて結構です。

○証人(森川康彦君) 赤坂支所からこちらのほうに赴任というか配属になったわけです。それで、そこの上司と意見が合わなかった。私のほうが私自身は正しいと思ったんですけど、その上司は私の言うことを聞いてくれんわけです。だから、上司というか上の方に言うてくださいと言よんじゃけど、一向に言わんわけですよ。それで、ちょっと気が短いところもあったもんで、やり合った関係で、そしたら、しばらく仕事を休みなさいというふうなことで休まん言うたことがある。そんなことがあって、やっと仕事に復帰できたと思ったら、1カ月たったら給食センターへ異動だという辞令をいただきました。せっかく戻ったのに、私はここへおったらぐあいが悪いんかなあと思うて行ったわけです。そういう経緯があったから、余り自分の意見を上に言うことは逆に、そういうのが内心幾らかありました。言わんほうがええ、言わんほうがええというか、それがまた今回あだになっとるところがあるんですけど。そういうような背景がありました。

- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) ということは、公文書を改ざんして良心の呵責はあったけれども、そういうのを相談できる部署、上司じゃなくて部署とかそういう人っていうのはいらっしゃらなかったっていうふうに考えていいんですか。
- ○証人(森川康彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) 市役所を離れた先輩というか気の合う方、上司、離れた方には相談は 幾らかしております。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) もう1点、最後に、今現在もし良心の呵責を感じたら相談できるセクションとか人とかはありますか。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) 以前よりは改善されたんじゃないかなと思います。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 具体的にありますか、どういうセクションとかどういう方とかって。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員、前にも打ち合わせのとき言ったんですが、主幹に対しては、立場上一番下の位置なんで余りそこの責任論を詰めないようにということはお願いしとったと思うんですが。
- ○委員(永徳省二君) 責任論じゃなくて、僕が聞いてるのは再発防止を聞いてるんですよ。 要は、そのときは相談できなかったけども、今後相談できるとこがあるのかないのかで再発防

止を図っていくということが可能になってくると思うんで、そこを確認してます。

- ○委員長(下山哲司君) その部分だけお願いします。 森川君。
- ○証人(森川康彦君) 当時赤坂支所で抱えていたときに、飛び越えて総務課がその人事の分は扱われとったから、課長だったんですけど、当時の部長、前田部長の、今副市長ですけど、その方には説明というか意見を聞いていただきました。だから、よく聞いてくれて調整はしてくださったんですけど、その方は私は信頼しています。
- ○委員(永徳省二君) ありがとうございます。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいですか。 他にありませんか。

佐々木委員。

- ○委員(佐々木雄司君) 今前田当時部長のお話が出たんですが、当時それは相談してみたけ どもだめだったという話なんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) 当時のことを言わにゃいけんのんでしょうか。
- ○委員長(下山哲司君) 調査以前の話を今しとられるんで、この調査の段階じゃなしに今の お話は調査以前の話なんで、職務上の立場で、よろしいか。
- ○委員(佐々木雄司君) 失礼しました。ありがとうございます。この件じゃなくて、赤坂支 所にお勤めのときにという話ですね。
- ○委員長(下山哲司君) はい。
- ○委員(佐々木雄司君) 済みませんでした。聞き漏らして、申しわけない、大丈夫です、済みません。
- ○委員長(下山哲司君) 他にありませんか。 行本委員。
- ○委員(行本恭庸君) 先ほどの佐々木委員と同じようなことになるんですが、よろしいでしょうか。あったかなかったかという確認をしたいんじゃ。
- ○委員長(下山哲司君) はい。
- ○委員(行本恭庸君) 森川証人にお尋ねしますが、先ほどの赤坂の件の中で上司のほうから 仕事を休みなさいと言われたように私は記憶しとんですが、私はよそから聞いた話ではおたく のほうから休まれたというふうな。
- ○委員長(下山哲司君) 行本委員、今も言うたように。
- ○委員(行本恭庸君) だから、ここの確認を。
- ○委員長(下山哲司君) 調査事項より時点が前なんで。
- ○委員(行本恭庸君) わかる、わかるけど。わざわざ話を聞くことないから。

- ○委員長(下山哲司君) 調査はだめなんで、それはお控えください。
- ○証人(森川康彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 森川君。
- ○証人(森川康彦君) この件について話していいなら私は話しますけど。
- ○委員(行本恭庸君) 言ってください。
- ○委員長(下山哲司君) 調査事項でありませんので、それは。
- ○委員(行本恭庸君) 重要な問題じゃ。
- ○委員長(下山哲司君) だめです。そういう問題じゃない、これは法にのっとってやりょうる委員会ですから、その委員会の調査事項外のことはお控えいただきたいと思います。

他にございませんか。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(下山哲司君) なければ、以上で森川康彦君に対する尋問は一応終了しました。 森川康彦証人には、本日は長時間ありがとうございました。御退席してくださいまして結構 でございます。ありがとうございました。
- ○副委員長(岡崎達義君) ありがとうございました。
- ○証人(森川康彦君) よろしくお願いいたします。
- ○委員長(下山哲司君) ありがとうございました。

〔証人 森川康彦君 退場〕

○委員長(下山哲司君) 次に、小野田誠証人の入室を求めます。

〔証人 小野田 誠君 入場〕

○委員長(下山哲司君) 小野田誠証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいま してありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたしま す。

これより小野田誠証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この 内容に間違いございませんか。

- ○証人(小野田 誠君) はい、間違いございません。
- ○委員長(下山哲司君) 最初に副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員さんから御発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長(岡崎達義君) 本日は、出席いただきましてありがとうございます。

これから質問させていただきます。

平成30年11月上旬の文書のつくり直しについて。

平成30年11月上旬、臨時職員6名の任用通知書のつくり直しをしていますが、つくり直しの

指示は当時の上司である安本教育総務課長で間違いありませんか。

- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) はい、間違いありません。
- ○副委員長(岡崎達義君) つくり直しをした箇所について詳細を説明してください。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 賃金額のところで時給額のところを月給表示にしました。
- ○副委員長(岡崎達義君) そのつくり直しをしたのはいつですか。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 平成30年11月1日から11月10日の間だと思います。
- ○副委員長(岡崎達義君) つくり直す前の文書はどうしましたか。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 私とすれば新しい文書ができた後にそのまま関係のフォルダーに保存したと思っていましたが、今回の件で書類を探したところなかったので、破棄されたものかと思います。
- ○副委員長(岡崎達義君) それは誰がそうしたと思われますか。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 自分では破棄した記憶はないので、わかりません。
- ○副委員長(岡崎達義君) 理由もわかりませんか。
- ○証人(小野田 誠君) はい。
- 〇副委員長(岡崎達義君) 上司から文書をつくり直すよう指示があった際、どのように思いましたか。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 賃金については5月から支払いが始まっていて、11月になってそのような指示が出ましたので、なぜ今の時期なのかなあというふうに思いました。
- ○副委員長(岡崎達義君) それを上司に伝えましたか。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) はい、先ほど思った内容を安本課長に伝えました。
- ○副委員長(岡崎達義君) 続きまして、平成31年3月末ごろの文書のつくり直しについてお 尋ねします。

平成31年3月末ごろ臨時職員6名の起案等のつくり直しをしていますが、つくり直しの指示は当時の上司である安本教育総務課長で間違いありませんか。

- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 30年11月の文書については上司の指示によりつくり直しをしましたが、31年3月の文書については私の中でつくり直した記憶はございません。

- ○副委員長(岡崎達義君) 記憶がないということは、詳細の説明も無理ですね。
- ○証人(小野田 誠君) はい、わかりません。
- ○副委員長(岡崎達義君) わかりました。 そうすると、つくり直しの時期もどうしたかも誰がっていうこともわかりませんね。
- ○証人(小野田 誠君) はい。
- ○副委員長(岡崎達義君) 上司から文書をつくり直すよう指示があった際、どのように思いましたか。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) それは30年11月のことでよろしいですか。
- ○副委員長(岡崎達義君) 31年3月の件です。
- ○委員長(下山哲司君) してない。その前、30年のしかないです。 17番に行っていただいていいと思います。
- ○副委員長(岡崎達義君) わかりました。 2度にわたってこの文書のつくり直しがあったんですが、それについてどのように思われま したか。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 私では1度の文書のつくり直しだけだと思っておりますが、1度の文書のつくり直しについては上司の指示によりつくり直しをしてしまいました。しかし、担当者として公文書の重要性についてちょっと希薄していた部分があったなと思います。済みませんでした。
- ○副委員長(岡崎達義君) ありがとうございました。 以上です。
- ○委員長(下山哲司君) それでは、副委員長の質問は終わりました。 委員さんから何かあればお願いいたします。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 7番の文書つくり直しの指示があったがどのように思いましたかというところの中で、5月から支払いが始まっていたんだけども、11月になってその指示があったことについて疑問に思ったということなんですが、そのときに5月から11月の期間というのはそこでつくり直すことによってどういう結果が生じるんでしょうか。
- ○証人(小野田 誠君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 済みません。私の今の記憶では11月からつくり直しをしましたが、 正しいものについて、つくり直したものについては11月の伝票からつけて支払いをしてまし

て、5月から10月までについてはそのままであったと今は記憶しております。

- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 5月から11月まではじゃあ時給で支払われていて、11月から月給という扱いになったというような御記憶ですか。
- ○証人(小野田 誠君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) いいえ、もう5月最初から月給ありきで支払いをしてました。
- ○委員(佐々木雄司君) ということですね。
- ○証人(小野田 誠君) はい。
- ○委員(佐々木雄司君) わかりました。ありがとうございました。
- ○委員長(下山哲司君) 他にございませんか。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 何点か教えてください。

最初の2番目ですね、つくり直した箇所が時給から月給に変えたというお答えだったんですが、これは併記になって、もともと時給幾らだったのに括弧して月給幾らというふうに直ったというふうに理解、そうではないんですか。時給はカットして、月給だけに直されたというふうに理解していいんですか。

- ○証人(小野田 誠君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 月給のみの表示にしたというふうに私は記憶しております。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいですか。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 先ほど御自分でも認識が甘かったという御発言でしたけど、確認のためお聞きしたいんですけど、赤磐市職員の職務の執行に関する提言等の記録等に関する要綱、要するに簡単に言うと、議員とか影響力の大きい人が何かいろいろ言ってきたときには、きちんと何月何日誰が何を言ったかっていう対応記録票をつくらなきゃいけません。これの要綱については理解してましたか。
- ○証人(小野田 誠君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 済みません、そういうものがあるのは知っていますが、詳しい内容 まではわかりません。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) じゃあ、もう1つ、赤磐市職員等による公益通報に関する条例、これは要するに不正や不作為などが執行部の中であったときに、それに気づいた人はおかしいといって訴えなければならないという条例なんですが、これについてはどうですか。
- ○証人(小野田 誠君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) これも、先ほどと同じように、そういうものがあるのはわかっていますが、詳しい中まではわかりません。
- ○委員(原田素代君) じゃあ、最後にもう1点、委員長、いいですか。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 赤磐市不当要求行為等対策要綱、これはいろんなことを言われて不当だと感じたときには、その上司や担当の方に申し出て、対応するための会議を開かれて対策を打つという要綱なんですが、これについてはいかがですか。
- ○証人(小野田 誠君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 済みません、それも同じです。
- ○委員(原田素代君) ありがとうございました。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 平成30年11月に公文書を改ざんされてますけれども、良心の呵責を感じられましたか。
- ○証人(小野田 誠君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 30年11月の段階でそれを感じたかと言われれば、それより以前の 30年5月の段階でそれは思っておりました。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) その良心の呵責を感じられたときに自分の上司以外に具体的に相談できるような人とか部門とかっていうのはありませんでしたか。
- ○証人(小野田 誠君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 私のそのときの上司は安本課長であり、藤井次長でありまして、そのときにその2人が一番関係されてるあれでしたので、済みません、ほかに相談できる相手はいませんでした。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいか。

- ○委員(永徳省二君) はい、結構です。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 今11月よりも5月のほうに責任を感じるとおっしゃったんですけど、 この5月っていうのは平成30年5月のことか。平成30年5月に何かおかしいと思ったことがあ るんですか。
- ○証人(小野田 誠君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 30年5月、臨時職員の任用とか月給表示だとかの辺、その最初の段階からおかしいとは思っておりました。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) おかしいっていうのは、本来だったら時給1,200円で雇用契約を結ぶのに、32万円から18万円までの金額が、それも月給になってたってことは通常ではおかしいと理解したわけですね。
- ○証人(小野田 誠君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) はい、そのとおりです。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) それを求めてきたのは誰ですか。
- ○証人(小野田 誠君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 臨時職員として運行するということは決まって、そこで私のほうは 一度時給のほうじゃないといけないんじゃないですかという話はさせていただいて、当時市役 所のほうで実際運転手の臨時職員さんがおられたので時給を聞いて、その報告はしました。で すが、ある日突然安本課長のほうから給料はこれになったからという表を見せられました。
- ○委員(原田素代君) ありがとうございました。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいか。
- ○委員(福木京子君) いいですか。
- ○委員長(下山哲司君) 福木委員。
- ○委員(福木京子君) その答弁の中で、30年11月に文書をつくり直したと、それで5月から 11月まではそのままの文書であったと記憶してるということで、しかし5月の最初から月給で 支払われとったというふうに答弁されとんですが、これはどういうふうにそれは思ったのか、

どうしてか。

- ○証人(小野田 誠君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 臨時職員を雇用するに当たっての関係の文書では時給表示でやって おりましたが、実情は月給ありきで、毎月決まった額の支払いをしていたということです。
- ○委員(福木京子君) いいですか。
- ○委員長(下山哲司君) 福木委員。
- ○委員(福木京子君) 文書だけをそしたら11月から月給制につくり直したということですか、答弁がそういうふうになっとんか。
- ○証人(小野田 誠君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) つくり直した文書についての日付は5月であったので。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいか。
- ○委員(福木京子君) はい。
- ○委員(佐々木雄司君) 済みません。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 確認なんですけども、その今言われてた5月からの支払いで11月の 部分を指しているこの文書のつくり直しっていうのは、どの方の書類を指して御発言されてい らっしゃいますでしょうか。月給8万円の給食の配送員、予備員といわれてる方なのか、それ ともスクールバスということで、5名でよかったですかね。

5名の方々の部分を指していらっしゃるのか、これはどちらでしょうか。

- ○証人(小野田 誠君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 小野田君。
- ○証人(小野田 誠君) 私はスクールバスの担当でしたので、スクールバスの関係の運転 手、事務員の賃金についてです。
- ○委員(佐々木雄司君) 結構です。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいですか。

以上で小野田誠君に対する尋問は一応終了しました。

小野田誠証人には、本日は長時間ありがとうございました。御退席してくださいまして結構 でございます。ありがとうございました。

〔証人 小野田 誠君 退場〕

○委員長(下山哲司君) ここで10時50分まで休憩とします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○委員長(下山哲司君) 会議を再開します。

次に、藤井和彦証人の入室を求めます。

〔証人 藤井和彦君 入場〕

○委員長(下山哲司君) 藤井和彦証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいま してありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどお願いいたします。

これより藤井和彦証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この 内容に間違いございませんか。

- ○証人(藤井和彦君) 間違いございません。
- ○委員長(下山哲司君) 最初に副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から 御発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長(岡崎達義君) 本日は、お忙しいのに御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

赤磐市の臨時職員の平均賃金額を承知していますか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) これにつきましては、私のほうは正確には把握しておりませんが、月 10万円程度というふうに思っております。

以上でございます。

- ○副委員長(岡崎達義君) その金額にしなかった理由は何ですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 運転業務の内容に関しまして、一般的な事務補助や作業と異なりまして、子供たちを乗せて安全にかつ時間厳守で学校やバス停まで運ぶ、また子供たちの命を預かっているという特殊性を考慮したものでございます。ほかの一般事務員や作業員と異なりまして、運転手1人にかかる責任が重いと判断しました。職責を考慮したものでございます。

- ○副委員長(岡崎達義君) 続きまして、北川議員からの賃金提案もほか同様に断りづらいも のだったのですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 運転手の賃金につきましては、教育委員会といたしましては当初教育 委員会のスクールバスの委託料の予算を5人で割って1人につき月額28万円で考えておりました。その後、運転手のほうから車両の大きさや距離によって差を設けてほしいというような要

望がございまして、月額28万円で考えていた賃金を見直そうとしているということを北川議員 に伝えますと、それぞれのバスの大きさなどから個々の賃金額が提案されました。教育総務課 長を含む3人で調整した上で、最終的には私が賃金案として決定をいたしました。断りづらい というよりも、3人で調整した結果、妥当というふうに判断したものでございます。

以上でございます。

- ○副委員長(岡崎達義君) 運転手を雇う際、必要となる特殊技術や資格免許はありますか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 運転手を雇う際の免許等でございますけれども、車両の大きさによって大型免許でありますとか中型の免許が必要となります。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) 平成30年5月24日、中央公民館の2階ロビーで、安本課長と2人で組合ではなく市の臨時職員雇用でやるのに賃金の説明用に作成した資料を北川議員に見せながら説明したのですね。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) これは、私の記憶の中では資料は見せておりませんし、資料どおりの 説明をしておりません。確かに北川議員が直接雇用にすぐに納得されない場合を想定いたしま してそのような資料は事前に作成しておりましたけれども、北川議員に対しまして保護者の安 心感や補償の面で直接雇用でいきたいなど説明しましたところ納得されましたので、説明はし ていないというふうに記憶をしております。

- ○副委員長(岡崎達義君) 他の職員にその資料を見せていますか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) これについては、見せた記憶はありません。 以上です。
- ○副委員長(岡崎達義君) 7月8日の松村運転手の証人喚問では、松村運転手は実働勤務は 3時間弱と証言しています。しかし、引用した厚労省の賃金構造基本調査で勤務時間は9時間 となっています。この時点で引用はできないと思わなかったのですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) この時点では引用できないとは思っておりません。当時、運転手については、吉井観光の委託業務契約の解除の後、緊急対応として人材を確保することが最優先と

考えまして、賃金のほうを月額で考えました。もともと吉井観光で月給で働いていたので、時 給ではやめられてしまうというふうに思いましたので、月給にしたものでございます。そし て、もともと考えていた月額28万円が妥当であるかどうか判断するために、厚生労働省の調査 した賃金を参考にしたものでございます。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) このデータを根拠に5人の運転手の賃金を32万円から18万円にしましたが、その説明をするために待機時間の判例を見つけたと証言されています。臨時職員の 5人の運転手とは乗車や整備、記録作成以外の時間は待機時間という契約をしていますか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) これにつきましては、運転時間と待機時間を分けての契約はしておりません。

以上です。

- ○副委員長(岡崎達義君) 令和元年12月15日の供述調書で、藤井元次長は今回の事件は私が全て1人で考えて行ったことではなく、北川議員が杉本さんの任用を求めてきたことに大きな原因がありました、今後も北川議員からの働きかけを拒むことができない職員が私と同じようなことをしてしまうのではないかと思ったと証言されていますが、今も北川議員が杉本さんの任用を求めてきたことに大きな原因があるとの認識は変わっていませんか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) この認識については、変わっておりません。給食限定での予備要員の 必要性は低かったんですけれども、断り切れずに任用したことでございます。しかし、その後 の任用管理が不適切であったことは、教育委員会、私の責任であるというふうに思っておりま す。

- ○副委員長(岡崎達義君) ありがとうございました。 以上です。
- ○委員長(下山哲司君) 副委員長の質問が終わりました。 委員さんから質問があればお願いいたします。 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 証言の内容が大分以前と変わったなという印象がありまして、1つずつ御確認させていただきたいと思うんですが、赤磐市の臨時職員の平均賃金ということですが、臨時職員の場合は時給か日給で、運転手は時間1,200円というふうに一覧表を参照すると書いてあるんですが、この月10万円というのは記憶としておっしゃったのか、根拠がどこかに

あるんですか。

- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) いや、特に根拠というのはありませんけど、一般事務の人が大体時給 850円ぐらいなので、月に換算したらそういう感じかなと思って答えました。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) ですから、ここで聞きたかったこのドライバーさんの臨時雇用については、時給が1,200円で半年以内の契約に限るということがうたわれています。そこを確認したいんですが、それでよろしいですね。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) その当時は。運転手の賃金のことですね。
- ○委員(原田素代君) そうです。
- ○証人(藤井和彦君) そこについては、済みません、その当時把握を私のほうはしておりませんでした。すぐこれは人を確保することが最優先と考えて、月額でいこうというふうに考えてしまいましたので、赤磐市の時給のこと、時給の比較はしておりませんでした。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) その金額にしなかった理由を運転という特殊性とか子供の安全とか職責の考慮というふうに今おっしゃいましたけど、供述調書にはそういう言葉は一言もないんですよ。月28万円を支払うためには、時給1,750円という高額な時給でも1日8時間、月に23日労働する必要があり、朝夕しか乗務しないスクールバスの運転手が1日8時間労働したというためには乗務の合間も労働時間として考えることができる必要があったと。御自分でおっしゃってるんですよ。ただ、一般的には待機しているだけの間は賃金は発生せず、実際に待機中に呼び出されるなどして出勤して実労働を行った場合に賃金が発生するものなので、たまたま都合のいい記事を見つけ、待機は労働として、安本課長に待機に賃金を払えるというふうに説明したというふうにおっしゃってますよ。ここからは子供の安全とか職責とかという言葉は出てこないんですが、どういうことでしょうか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 調書のほうには出てきておりませんけれども、取り調べとか検察官の 問いにはこのようには答えておりますし、それから先ほどそこで言われた安本課長に待機は労

働と見せたというのは、多分給食の運転手に関しての供述だと思います。

- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 給食の、杉本さんですよね、杉本さんの雇用に関して言ったというふうに今お答えになってますけど、そもそも今待機というのは、賃金が赤磐市の場合、臨時職員の待機は発生するというふうに理解してますか、今です。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 今は待機については賃金は発生しないというふうに思っております。 そういう理解をしております。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 次に、5番目に行くんですが、この間安本課長のほうに証言をしていただいたんですけど、5月24日の中央公民館の2階ロビーのやりとりは安本さんが藤井さんと北川委員長がしゃべってる横にいたわけです。その横で見ていた安本さんが、以前にも見ていただいたと思いますけど、藤井次長の指示でつくったこの賃金表、括弧して、うち組合費として各自5万円を納入、書いてあるこの表を見せながら説明したと彼は言ってるんですよ。どうしてずれるんでしょうか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) その安本課長の証言との違いについては私のほうはわかりませんけれども、私の記憶の中では、そのつくった資料につきましても私の思いと違うところがありまして、まだ北川議員さんに直接雇用を認めてもらう話の流れの中でその資料も見せる必要がなかったので、見せてないというふうな記憶をしております。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) でも、藤井さんは、北川議員が少しでもマージンを取れるように配慮 しなければならないという気持ちが、供述調書の中で配慮したんだっておっしゃってますよ。 だから、ここで5万円という、各自5万円支払えという言葉を書いたんじゃないですか。これ は北川議員に対するプレゼンじゃないんですか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 決して供述調書の中でも個人的なマージンを取るようなそういうふうな意図でその資料をつくったとは言っておりません。北川議員が組合にこだわっておられたので、直接雇用でいきますけれども組合を設立するのは自由ですよと、その中で光熱水費とか電

話代、それは組合の取り決めの中で負担してもらうことも考えられますというふうなことを言っただけでありまして、個人的なマージンを取るとか、そういうふうなことを提案したわけではございません。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員、今の質問は前のときに検察調書のこの内容で相違ございませんかということで藤井さんにお尋ねしとんで、それをまた同じことを聞くと、持たずに答えられとんで間違いの答えをせられたら困るんで、その部分についてはお控えください。
- ○委員(原田素代君) 供述調書とおりだということですね。
- ○委員長(下山哲司君) そうそう、その後にふぐあいがあった部分だけについてお聞きください。よろしいですか。
- ○委員(原田素代君) はい、わかりました。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 私のほうから4番について改めてお尋ねをしたいと思うんですが、 吉井の給食センター以外のところに中央の給食センター、熊山の給食センターとかあります ね。こういうところで臨時の方が運転手で動いてくれているんですが、この方々は1,200円の 多分時給なんだと思うんです。この方々と今回吉井のほうで議題に上がっている方々のその運 転というのは、何か吉井のほうだけ特殊性があるんでしょうか。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員、その件も前に一度聞いて、確認をして書類の中にありますので、同じ内容になる。ですから、再度聞いてもろうてまた違う話になったら困りますので、もう一度やった分はこれでよろしいですかという確認をとっておりますので。
- ○委員(佐々木雄司君) あったか。
- ○委員長(下山哲司君) やってます。
- ○委員(原田素代君) きょうの表の中にあることだから。
- ○委員長(下山哲司君) やってます。いや、ここの中にあるんじゃけど、今の文言で言えば前と同じ文言なんでそれはお控えください。そうせんと、また前のと違うたらそれにまたそごの調査をせにゃおえんよなるから、前のでよろしいかというわけですから、きょう言われることが多少違うことを言われても前のことが正しいんで、そういうように御理解をいただきたいと思いますが、よろしいですか。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 藤井さん、ちょっと待ってくださいね、ごめんなさいね。要するに、1,200円の方々がいらっしゃる一方、吉井のほうだけ賃金が1,750円、高いんですよ、500円ほど。その500円高いところのその理由というのは、前回には示されていないんです。

- ○委員長(下山哲司君) いや、示してます。
- ○委員(佐々木雄司君) 高かった理由を。
- ○委員長(下山哲司君) はい。
- ○委員(佐々木雄司君) そうですか。
- ○委員長(下山哲司君) 示してます。前の説明では、通常どおり、あれは850円ですが、運転手さんはあれで1,200円という説明があって、その1,200円が1,750円にどうしてなったのかという問いに対しての説明はきちっとありますから、議事録の中に。あります。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 前回お答えいただいたものに加えてなんですが、その1,200円のものが1,750円になった理由というのは、何か特殊な技術であったりとか特殊な免許であったりとかというようなものを必要とするものですか。
- ○委員長(下山哲司君) 理由が、前に答えられとんのは、よろしいですか、私が言っても。
- ○証人(藤井和彦君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 緊急に運転手を確保せにゃいけんから、高いと思うたけどそれで決めたという答弁をしとんですよ。
- ○委員(佐々木雄司君) いや、だから、今言ったように、特殊な技術だとか特殊な免許の資格というようなものは必要でないものと答えてくれればいいじゃないですか、それで。
- ○委員長(下山哲司君) それじゃあ、藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) ほかの地域の運転に比べて特殊な免許というのは必要はないと思いま す。免許については同じだと思います。
- ○委員長(下山哲司君) 他にございませんか。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 細かくいろいろ確認したかったんですけど、委員長がおっしゃるので、それに沿って発言を控えます。

最後の9番なんですが、私もこれは全く同感で、今まで何人もの方に証言をしていただいています、市役所の職員に。みんな私たちから見るとかわいそうな様子です。上司から指示を受けて、それに逆らうことができない、この硬直化したというか、赤磐市の中身が非常に、はっきり言って正常じゃないというふうに思うんですね。そういう中で、教育委員会の教育長に次ぐナンバーツーである藤井さんが、今回の事件の責任を北川議員が杉本さんの任用を求めてきたことが大きな原因だとおっしゃる。私は、そうじゃなくて、ナンバーツーの非常に責任のある藤井さんは守らなきゃいけないと思うんですよ職員を。要するに、不本意な要求をされたときに、いや、僕は職員にそんなことはさせないよと、それはいけないんだからと。そういう意

味では、まず第一義的な責任は、そういう不当要求をされようが何されようが職員を守ろうと する藤井さんの公務員としての矜持を示すべきだったと思うんですが、そこはどうですか。

- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 確かに、原田委員さんおっしゃるとおり、その当時本当に私のほうが 厳格に対応すべきであったと思います。その点は深く反省しております。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) ありがとうございました。共感していただけたと信じます。

問題は、百条っていうのはそもそも執行部の事務事業にいろいろな問題があったことについて改善し、改革し、要するに少しでもよくしていきましょうというのが目的です。藤井さんはここでは原因が北川議員によるものだというふうに言っちゃうと、要するにじゃあ解決しようとすれば北川議員がいなくなることが解決になっちゃうんですよ。そうではいけないわけですよね。何人かの方にもお尋ねしたんですけど、藤井さんは赤磐市不当要求行為等対策要綱、これは御存じでしたか。聞いたことはありますか。

- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 済みません、聞いたことはあるんですけど、中身までは承知しておりませんでした、済みません。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) ありがとうございます。ということは、藤井さんは職員を守るすべ、 要するに市の要綱や条例を非常に不十分に理解していたというのが大きな原因になると思うんですね。ですから、藤井さん自身が本当に守るべき職員を、市のために公務員として働くんだという意志があるんであれば、その要綱や条例についての理解と、それに基づいて圧力がかかったときに毅然として対応ができるようにしていくためには何が必要だと思われますか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) やはり日ごろから法令遵守を職員にも徹底しますし、私も意識を持って日常的に業務に当たるということが大切だと思います。
- ○委員(原田素代君) 以上です。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 当時の教育委員会の中のガバナンスの認識っていうのはどのように考えてましたか。
- ○証人(藤井和彦君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 当時、私の指導不足ということもありますけど、私は職員の負担を軽

減したいという思いで、一方的であったかもしれませんけど、任用しようとか上からの命令み たいなのはあったかもしれませんけど、こういうふうにしようというようなこともありました けども、下の職員も常日ごろから法令に関して意識があれば、ここで私が言うのは無責任なん ですけど、私に対しても助言があったかなあと思うんですけれども、そういうふうな教育委員 会として法令遵守の意識がちょっと薄れていたかもしれません。それは私の責任だと思いま す。

- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 教育委員会のトップは教育長ですけども、教育長も含めた教育委員会のガバナンスってどういうふうになってるんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 問題がありましたら、教育長に助言とか相談はいたします。ですが、 教育長ももともと学校職員、校長ということで、なかなか契約関係については疎いという意識 がありまして、私のほうもよく相談していなかった、そういうことが今回のこのような結果に なった一つの要因かもしれません。それも私の責任だと思います。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 元内田教育長は学校の先生上がり、校長上がりの人なんで、契約はわからないので相談しないっておっしゃいましたけれども、今の土井原教育長も校長上がりで契約に詳しくないんですよ。同じようなことが起こり得るんでしょうか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 今回の事件を踏まえまして、今後はやはり教育長というのは教育委員 会のトップでありますので、問題があれば相談して指示を仰ぐということが必要だと思いま す。
- ○委員(永徳省二君) ありがとうございます。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいか。
- ○委員長(下山哲司君) 行本委員。
- ○委員(行本恭庸君) 原点に戻って質問させてもらいますけど、確かに緊急性は起きておりました。これは認めます。実は、そのときにまず私でしたら、対応するんでしたら、今運転手の方も路頭に迷うわけですから、そこの人と話をして、例えば吉井観光さんの支払ってた金額と同額を保障しますと、そういうことで緊急性があるのでお願いしますということになっとれば、私はこんなことは起きてなかったと思う。ですけど、なぜこういう経緯になったかというのは、やはり北川議員の圧力的なものがあったからできなかったんだと私は思うんですけど、あなたはどうですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 運転手の賃金につきましては、28万円ということで考えておりました

けれども、最初は北川議員からも言われた、過去にも実績があった組合委託ということで進めようとしていたわけですけれども、市長の意向もありまして、急に直接雇用に方針転換になりました。直接雇用をまた北川議員さんに納得してもらうというそういう流れの中で、賃金の相談もしてしまったと。そういう短期間でそのような方針転換や賃金の相談をしてしまって、済みません、本当は元運転手にもともともらっていた給料とかでまず交渉すべきであったんでしょうけれども、そういうことが実質的にできてなかったというところが正直なところでございます。

- ○委員長(下山哲司君) よろしいか。 行本委員。
- ○委員(行本恭庸君) あなたの言われとることは、なかなかすぐには了解できない。基本的には、今言われた、おたくも28万円と言われましたけど、それは140万円を5で割るから28万円になっただけ。しかし、それだけの高額な金額が当然考えられるべきでない話です、今赤磐市の中では。そして、一番の問題点になる、すぐあしたから運転が困るということの一番。
- ○委員長(下山哲司君) 行本委員、その話は以前の調査の中でやって終わってますので。
- ○委員(行本恭庸君) しかし問題はここで発生しとるんですよ。
- ○委員長(下山哲司君) またここでやっていただいたら、また前のとそごが出たら困りますので。
- ○委員(行本恭庸君) そごは絶対出ますよ。
- ○委員長(下山哲司君) いやいや、そういう問題じゃなしに、委員長のあれを聞いてください。
- ○委員(行本恭庸君) こじつけで言よんですか、ほなやめますわ。
- ○委員長(下山哲司君) 他に。 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 藤井さんのお考えというか印象を教えていただけたらと思うんですが、先ほどいろいろ問題や課題があって、十分そういうところにできなかったところが反省点だというようなお話をしていただいておりました。その中で法令遵守という言葉が出てきているんですが、私は法令遵守というのは確かに大切なところなんですけども、一連の話を見たり聞いたりしておりますと、法令遵守というよりは法令の抜け穴みたいなところを、これは道理的な問題があると、規範意識の問題があるというようなところを今後度外視して、法律の範囲だったら何をやってもいいんだというような、制度、手順、手続にのっとっていれば何をやってもいいんだというようなところが問題の発端になっているような気がするんですが、法令遵守だけで道理だとか規範意識だとかというようなものは業務に存在しなくてもいいですか。どうでしょうか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。

- ○証人(藤井和彦君) やっぱり仕事、職務を執行する上で道理とか規範意識というのは必要だと思っております。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 道理だとか規範意識ばっかりでもいけないし、そこは法律も、コンプライアンス、法令遵守というものも同時に存在しておかなければいけないという考え方でよろしいですか。
- ○証人(藤井和彦君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 全く佐々木委員さんおっしゃるとおりでございます。法令遵守が原則ではありますけれども、その中でさらに規範意識を持つということも大切です。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 改めてお尋ねするんですが、道理だとか規範意識というところのお話で、賃金が緊急性で1,200円ぐらいのところが1,750円になったわけですよ。そのときに、運転手さんと直接話をすればよかったものを、間に議員さんを入れちゃってるんですよ。ここのところに道理だとか規範意識だとかというのを感じなかったですか。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) その当時、最初組合委託でいこうというところで、北川議員さんが運転手に声をかけてやると言われて、それを頼りに私もしてしまったところが大きな原因があると思うんですけれども、その賃金の調整も、その当時北川議員が総務文教委員会の委員長でありましたし、それから運転手にも声をかけてくださったということもありまして、賃金のほうも相談してしまったのが現状でございます。今振り返れば、不適切だったというふうに思っております。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) もう1点、別のお話なんですが、友實市長からは一旦メールが届いてまして、組合でいくんなら別に構わないというような御判断が下っていたようなんですが、 これはどうして組合でいくというようなことを市長がお認めになられたんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 調書の中にありますか。
- ○委員(佐々木雄司君) いや、書いてない。組合でいくのがいいがっていう話だけ。それで どうしてというか細かいところは書いてない。
- ○委員長(下山哲司君) 市長は、紙……。
- ○委員(佐々木雄司君) 書いてない。

- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員、市長は組合はだめというとる。
- ○委員(佐々木雄司君) ここに書いてある、組合でいくのはいいんじゃというて、今本人が そう言われたって言よん、メールで指示があったんじゃというて。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 私の記憶では、最初は組合の方針でいいというふうな理解をしておりました。市長の考えはよくわかりませんけれども、過去にも実績があったから一旦はいいというふうに思われたんかもしれません。その市長の考えはわかりません。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 市長がそういうぐあいに一旦は組合の方針がよろしいというふうに示されたっていうのは、当然ながら報告なり説明なりしたのでこういうようなやりとりが発生してるわけですよね。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) たしか、教育委員会がこういうふうな方針でいくというのは、総合政策のほうで、総合政策は市民バスを持っとりますから、あわせて総合政策から報告が市長に上がったと思います。それで、それに対して一旦は組合のほうは認めていただいたというふうに私のほうは理解しております、その当時は。
- ○委員長(下山哲司君) ちょっと、よろしいか。
- ○委員(佐々木雄司君) うん。
- ○委員長(下山哲司君) 今までの調書の中にあるのは、市長が組合ではだめだと、北川議員 は言うけど、そしたら両方の立場が立つような方向で考えにゃいけんという答えをしとんです けども。ですから、今そういう話をまた出されたら、前のと全く違うんで私のほうが困るんで すが。
- ○委員(佐々木雄司君) ここに書いとる、組合でいくのはいいが。これを聞きたいんです。 調書のことについては、前回に調書のとおりでええかって聞いとるんで、それでいいんです よ、ここへ書かれてます。
- ○副委員長(岡崎達義君) 後ろのほうをもう1回直しとる。
- ○委員長(下山哲司君) これは誰の分か。
- ○委員(佐々木雄司君) これは藤井さん。
- ○委員長(下山哲司君) 直っとる。
- ○委員(佐々木雄司君) 直ってない、直ってない。
- ○委員長(下山哲司君) 直っとるな。
- ○副委員長(岡崎達義君) 後ろのほう。
- ○委員長(下山哲司君) 直っとる。

- ○委員(佐々木雄司君) いや、いいんだって。
- ○副委員長(岡崎達義君) 2回目もというか3回目で……。
- ○委員(佐々木雄司君) いいんだって。
- ○委員長(下山哲司君) 最終的にはそう答えられとんですよ、両方の顔が立つように、北川 議員と市長と、という両方の顔が立つようにというて答えられとんで、いろんな話をまぜてい ただくとまたそれが変わった話になるんで、この辺を気をつけてください。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 説明させてください。今委員長が言われてることは承知してるんです。事の経過、経緯の話で、こういうような一旦市長のほうからの指示が、組合でいくといいというような話があって、その後北川色が強くなるのでだめだという話があって、藤井さんはその間に挟まれて、どっちの顔も立つように奮闘されたというのが事の経緯になるんですけど、一番最初の市長から何で組合でいいと言われたのかっていうことについては今まで御質問ができてなかったんですよ。だから、市長が何で組合でいくということについて一旦了解をする姿勢を見せたのかというところを御担当者として何か御存じないですかということをお尋ねしてるんです。
- ○委員長(下山哲司君) その部分だけお願いいたします。
- ○証人(藤井和彦君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 私も記憶が定かではありませんけれども、過去に組合で運行した実績があるというのは市長には伝わってると思いますので、それで理解されたんじゃないかというふうに思います。市長の考えはわかりません、私のほうは。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) それは、誰がいつそのようなことを伝えたんでしょうか。藤井さんが担当者として説明されたのか、それとも自分はしてない、自分はしたような記憶がないのか、どちらでしょうか。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 私が直接言ったか、総合政策を通じて言ったか、そのあたりの記憶が 定かではありません。済みません。
- ○委員(佐々木雄司君) じゃあ結構です。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 予算流用要求書についてお尋ねしたいんですが、これは平成30年6月 1日に安本課長のほうから出ていて、当然次長の判こもありますし、内田教育長、倉迫副市長

まで判はあります。市長は判はありません。この段階で結局1,400万円ですね、月140万円で5 人を頭割りしようということになったんだと思うんですけど、逆に言うと6月1日に予算流用 書を副市長までチェックしてるってことは、市長部局は1,400万円を使って臨時職員の雇用契 約をすることを認めたというふうに藤井さんは理解されましたよね。

- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) やはり予算がないと支出は認められないので、予算流用が認められた ということはそのように理解しております。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) そうすると、市長部局は、本来であれば時給1,200円のドライバーの 半年限りの雇用契約でありながら、140万円を5等分した高額な賃金の契約を暗黙のうちに認 めたというふうに理解してもよろしいわけですね。要するに、市長部局は全く関知しないで、 藤井さんが勝手に140万円を動かしたわけではないということでよろしいんですね。
- ○証人(藤井和彦君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 藤井君。
- ○証人(藤井和彦君) 事務の手続上、流用する決裁区分により副市長決裁が必要であったことから、そのような処理をいたしました。
- ○委員(原田素代君) わかりました。
- ○委員長(下山哲司君) 少し違ってくるんじゃないかと、困りますね。教育委員会の予算、 私の決裁で済ませましたという藤井さんの前のお答えがあるんで。
- ○委員(原田素代君) それは賃金だから、これは予算流用。
- ○委員長(下山哲司君) じゃけ、予算流用も一緒やけ、同じ金額。
- ○委員(福木京子君) だから予算のほうは…。
- ○委員(佐々木雄司君) 内容を確認するんなら一回止めたほうが。
- ○委員長(下山哲司君) ちょっと休憩します。暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時30分 再開

- ○委員長(下山哲司君) 再開します。 原田委員。
- ○委員(原田素代君) いや、今ので確認がとれましたので結構です。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいですか。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) それでは、そういうことで。 他にございませんか。ないですか。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(下山哲司君) なければ、以上で藤井和彦君に対する尋問は一応終了しました。 藤井和彦証人には、本日は長時間ありがとうございました。御退席してくださいまして結構 でございます。ありがとうございました。

〔証人 藤井和彦君 退場〕

○委員長(下山哲司君) ここで1時まで休憩といたします。

午前11時30分 休憩 午後1時0分 再開

○委員長(下山哲司君) 再開いたします。

それでは、友實武則証人の入室を求めます。

[証人 友實武則君 入場]

○委員長(下山哲司君) それでは、友實武則証人におかれましては、お忙しいところ御出席 くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願い いたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨のお申し出を願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただき

たいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。全員起立願います。 友實武則君、宣誓書の朗読をお願いいたします。

- ○証人(友實武則君) 私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年7月16日。赤磐市長、友實武則。
- ○委員長(下山哲司君) 御着席をお願いします。

証人は宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際にはその都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

これより友實武則証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この 内容に間違いございませんか。

- ○証人(友實武則君) 間違いありません。
- ○委員長(下山哲司君) それでは、委員長の私からお尋ねいたします。

これまで、本委員会では、学校給食センターの配送業務、吉井スクールバス運転業務に係る公金支出に関して、これらの業務に関与した議員について、公文書改ざんについて関係人及び関係職員に証人喚問し、事実関係の調査を重ねてきました。さきの6月議会においては、証人間の証言でおおむね一致している事実の概要を中間報告しましたので、内容は承知いただいてることと思います。中でも、当時業務に深く関与していた元教育次長、藤井参事は、証人喚問において北川議員に頼まれて臨時職員を雇用し、勤務実態を確認しないまま賃金を支払っていたことを認め、また臨時職員雇用の必要性は低いと思ったが断ると別の事業に支障が出ると思った、以前から威圧的な発言があり、恐怖心から断り切れなかったと証言しています。

そこで、市長に3点お尋ねいたします。

1つ、市長におかれましては、市の最高責任者としてこれらの一連の事件に関し、どのような責任を感じていますか。

- ○証人(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) まさにおっしゃるとおり、市の最高責任者として重く責任を感じているところでございます。まず、市民の皆様の信頼を著しく失墜させたということに対して、本当に皆様に深くおわびを申し上げる次第でございます。そして、私の責任についてでございますけども、これはこの一連の事件、これについて真実を明らかにすること、そしてその真実を広く赤磐市民のみならず世間にきちんと報告をする、そしてもう1点、こうした事件が二度と起こらないような赤磐市政を築き上げることが私に課せられた大きな責任と受けとめてます。以上です。

○委員長(下山哲司君) 2つ目、これまでも北川議員とのあしきなれ合いがさまざま取り沙 汰されてきましたし、今回の事件でも当該議員が深く関係してることがわかってきました。ま た、職員の証言等から看過できない事実も判明していることと思います。議会と執行部との関 係、あるいは議員と執行部の関係について、今後どうあるべきだと思いますか、お答え願いた いと思います。

- ○証人(友實武則君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。

○証人(友實武則君) この特定の議員、お名前を言うと北川議員と職員との関係、これはまさに御指摘のとおりだと思います。これについても、しっかりと法令遵守という見地を忘れないよう、職員一丸となって取り組むべきだと思います。そういう体制づくり、職員教育、これからそういったところに全身全霊で力を注ぎ込んでいこうと思ってます。それから、職員と議会の関係、執行部と議会の関係ですけども、これは当然求めるところは同じでございます。赤磐市民が豊かにそして発展するようにこれを望んで、執行部そして市議会、両輪となって進んでいくことが必要だと思っております。社会環境は非常に移り変わりが激しいです。例を言いますと、人口減少問題、さらには合併後人口を減らしてる市町がたくさんございます。そういう厳しい状況。それに加えて、社会現象として、例えば今回のコロナあるいは自然災害、こういったものが非常に旧来とは大きく環境が異なってきているということでございます。さらには、財政状況もだんだんと厳しい状況になっております。この厳しい環境でこの赤磐市を継続させるためには、執行部も英知を凝らしながら、国や県の制度、そういったものを勉強しながら突き進んでいくことが必要でございます。そういう意味で、執行部と市議会、切磋琢磨して、ともに赤磐市民の福祉向上に努めるべきと、そう思ってます。

- ○委員長(下山哲司君) よろしいですか。
- ○証人(友實武則君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 3つ目、市長は本会議場でうみは出し切るとの御発言がありましたが、市のこうむったさまざまな損害について、法的手段をとることも含め、今後どのように対処していくかお考えをお答え願いたいと思います。
- ○証人(友實武則君) これについても、コンプライアンス精神にのっとる、これが基本中の基本です。第三者委員会も立ち上げて報告を待っている状況です。執行部で行っている第三者委員会を中心とした調査、加えることにこの市議会の特別委員会の報告等をしっかり見させていただいて、場合によっては法的措置というものを検討する必要もあるのかと思っております。
- ○委員長(下山哲司君) それでは、私のほうから3点質問が終わりました。

各委員さんから質問があればお願いしたいと。質問に際しては、細かいことではなく、市長の立場としてに対しての質問にお願いしたいと思いますので。

原田委員。

- ○委員(原田素代君) きょうはお世話になります。
- 一番最初に確認をさせていただきたいんですが、この事案というか事件が起こったきっかけを初めて知ったのは令和元年2月28日とお答えいただいてるんですが、それ以前に知った事実はないということでよろしいでしょうか。
- ○証人(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) 詳しく日付まで明確に記憶してるわけではございません。吉井観光が 経営的に厳しいという話を聞いたのはそういった時期だと思います。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいか。 原田委員。
- ○委員(原田素代君) いや、吉井観光の経営不振の問題ではなくて、要するに先ほど名前が 出た北川議員から不当な要求があって、藤井次長、安本課長のほうで対応を余儀なくされた、 もっと言えば、要するに組合でやりたいという北川議員の要求に対して、それではなくて市の 直接雇用にしたいというそのやりとりがあった事実は5月ですけど、その時点でもうその事実 はどの程度御存じだったんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) どの程度と言われても、ほとんどのことを知り得ていませんでした。 給食運搬について、これが吉井観光さんが廃業になった場合、とめることができないという話 は相談に来ました。それが5月です。まだそのときには、その後ろに北川議員がどうこうとい う話は私の耳には届いておりません。ある職員の報告から、組合を編成して、この組合と契約 して運行してはどうかという相談はありました。それについては、私は完全に否定をしてま す。基本的にほかの地区と同じように責任が持てる運行業者に委託をするのが筋だという指示 をしております。どうしても地域的にそういう会社がなかなか応じてくれないということであ れば、最悪の場合は職員を直接雇用ということは認めてもいいけども、これは少なくとも夏休 みの間にもう一度体制を立て直して、夏休みは給食配送もスクールバスもないので、その間に 直接雇用が業者委託ということになるよう、最大限の努力をするようにという指示をしまし た。それ以上のものはありません。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 6月1日に予算流用要求書というのが提出されております。この中身は、委託契約金のうちの1,400万円、これを賃金として流用したいという流用要求書になっております。市長の判はございませんが、副市長の倉迫さん以下、教育長、次長、課長の判で出されています。ということは、市長部局はこの委託金を賃金として流用する、要するに

- 1,400万円を5人のドライバーの賃金にかえるということは了解してたというふうに理解して よろしいですか。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) そのときに私は判断しておりませんけども、直接雇用となれば賃金の確保が必要ですので、これを流用によって確保するというのは通常の手続だと思います。ただ、それが全額が正当かどうか、これは判断をしておりませんので、今ここでコメントはようしません。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 全額がっておっしゃいますけど、この要求書が私の今手元にあるんですけど、委託料から賃金にかわってるんですね。ということは、1,400万円は賃金だということになるんですけど、それについてはそういうふうに了解されたと理解していいんですね。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) それは、私が判断したものではないので、何とも言えません。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) そういうことは、副市長の決裁で市長の決裁は不要だということですか。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) それは、事務決裁規程の中で処理したものだという認識です。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) そうすると、今回の32万円から18万円までのドライバーの賃金の事実を知ったのは、先ほど申しました令和元年2月28日に初めて知ったっていうことですね。
- ○証人(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) おのおのの賃金がそういった金額だというのは、随分後で、こういった事件が発覚したころだということです。
- ○委員(原田素代君) いいですか。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 今度違うところからお聞きしたいんですけれども、2番目のお答えで、今後は法令遵守、職員教育をやっていただけるという力強い御答弁で安心しておりますが、ただきょうの時点で、きょう証人喚問で教育委員会からお二人来ていただいてますけど、藤井さんも来ていただいてますけど、例えば赤磐市不当要求行為等対策要綱については知らな

いんですね、この要綱を。それとか、対応記録票についても、知ってたけど書いてない。ということは、市長は今コンプライアンスを徹底して、法令遵守で職員教育をされると言っていたけど、まだきょう現在はそれに至ってないという理解でいいんですか。

- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) この要綱を周知しているかという質問であれば、これが全員に行き渡っているかどうかっていうのは、そのように理解してない職員もいると思います。しかしながら、法令遵守あるいはコンプライアンスに対しては、職員教育として研修等を通じて、その思想は職員全員に届いてると思います。しかしながら、それが十分だったということではないという認識です。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 今後の改善のためにということのお答えがしっかりとやりたいということですので、例えばせんだって市長のほうは対応記録票の作成はあくまで職員に任せてると、職員の負担にもなるので職員が必要と思ったら書きゃいいんだと、対応記録票は要綱には書くようにとなってますけど、市長の見解は市職員の判断に委ねているのでそこはそういう判断にしていますということで。私からすると、コンプライアンスが徹底されないのではないかという不安があるんですが、その点についていま一度コンプライアンスを徹底するという意気込みを教えていただきたい。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) 対応記録票が全てではないと私は思っておりますけども、やはりコンプライアンス、法令遵守に関しては、その根本思想を職員一人一人がしっかりと身につけることが一番だと思います。その思想をもとに、この対応記録票を書いておくべきもの、そうでないもの、そういったものをきちんと判断できる、そういう職員に育てることが必要だと思います。

必要があるものであれば、漏れなく書くべきだと、そういうことでございます。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 必要があるものだという判断はその段階で誰に求めるんですか。
- ○証人(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) それは、要綱でいうと法令遵守の管理者がおりますから、それぞれの 管理者が判断をするべき、そういう管理者に相談ができる、そういう環境が必要ということで す。
- ○委員(原田素代君) 委員長。

- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 念のためにお聞かせいただきたいんですけど、赤磐市職員の職務の執行に関する提言等の記録等に関する要綱ということ、この要綱は御存じですか。
- ○委員長(下山哲司君) 違おう。
- ○委員(原田素代君) 失礼しました。赤磐市不当要求行為等対策要綱、もう1回言います、 赤磐市不当要求行為等対策要綱、これは御承知ですよね。
- ○証人(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) 赤磐市にそういう要綱があるのは存じ上げてます。
- ○委員(原田素代君) ここだけ確認させていただきたいんですけど。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 私は、この要綱を実は知らなかったんです、最近知ったんです。この要綱を読むと、この要綱どおりにガバナンスができていたら、今回藤井さんのような悲劇はなかったということが書かれてる要綱なんですね。ですので、不当な要求だとか不当な圧力に対して職員の責務はこうすべきだっていうのが書いてある。それに対して文書を上げて、それの専門委員会が開かれて、その委員会が必要であれば警察に訴えるし、必要であればその処置をとる。要するにまさにこの不当要求行為等対策要綱さえ遵守されていたら藤井さんのような悲劇はなかったと思うんですが、市長はそのことについてどうお考えですか。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) 要綱は確かに定めておりますけども、コンプライアンス、法令遵守に 関しては要綱に従うということは当然なんですけども、それ以前に個々の認識、自覚としてコ ンプライアンス精神をしっかりと自分自身理解して、それを実践することを身につけることの ほうが重要ですし、それが先です。それがあれば、この要綱どおりに進んでいこうかと思いま す。

以上です。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 今の御答弁はよくわからなかったので、もし可能であればまた次の機会にお聞きしたいと思うんですけど、別のことがもう1点。

せんだって市長は、今回の事件について議会の18分の1の責任が原田にあるとおっしゃいま した。原田にあると。

- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) いやいや、そうじゃなくて、原田にあるということであればいいんですけど。

- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) 違うんです。議会と執行部の関係の問題です。要するに、私にあるんならそれでいいんです。じゃなくて、18人にあるとおっしゃったんです。要するに、市長は今回の事案について議会に責任があるとおっしゃったんです。そのうちの18分の1が原田だって言ったんだから、18分の17はほかの議員なんです。だから、そのことについてどんなふうに今思ってらっしゃるかお尋ねしたい。
- ○証人(友實武則君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) これは、あくまでも組織責任という意味で言ったまでのことです。 以上です。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 市長、済みません、1点か2点私のほうからお尋ねをしたいんですが、3番目の質問の中で市長は場合によっては法的手段というものも検討しなければならないというふうにお答えいただいたんですが、その場合とはどういう場合をお考えになられてらっしゃるんでしょうか。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) それは、やはり第三者委員会の報告あるいはこの特別委員会の報告、 こういったものを見させていただいて、法令等に準拠して判断すべきものと思ってます。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいか。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) もう少し具体的にというか、今までのいきさつというか流れというのは市のほうでも独自に調査されてらっしゃいますし、せんだって議会のほうも百条委員会も中間報告をさせていただきました。内容のほうはもう大体おつかみになられていらっしゃるんだというふうに思うんですが、それでそれにのっとって考えたときに、場合というのはどういうようなものを想定されますか。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) これについては、今ここでこうだということではないと思います。あくまでも、報告を見せていただいて、弁護士等の法律に詳しい方々とも相談しながら決めていくべきものと思ってます。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員、よろしいか。
- ○委員(佐々木雄司君) いや、もう1回。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。

○委員(佐々木雄司君) 先ほどの原田委員が不当要求云々どうのこうのというお話が、条例というか要綱ですね、お話があったと思うんですが、この件の難しさっていうのは、議員さんからの議会での提案であったり、議員さんからのさまざまお声というようなものを不当要求として処理することができない、そういうぐあいに受け取ることができないというところで、職員の方々のすごい強い葛藤というのが生まれるんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、不当要求というのは横に置いておいて、議員の方からそういう無理難題というか難しい提案をされたときに、どのように今後は対処しようというふうにお考えになられてらっしゃいますか。

- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) これは、不当なものであれば不当だと相手が市議会議員であろうと言 えるっていうことを職員が持たねばならないと思います。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいか。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) お話のほうが変わるんですが、市長のほうから市議会のほうに、議員の圧力行為云々どうのこうのということで、職員の方々にアンケートをとりましたよというような内容が議会のほうに届けられてます。そのアンケートの中に、例えば議員が部長等に中元、歳暮を贈ろうとしていたとか、飲みを誘われ、現地には業者が同席する状況であったとか、飲み会の後の2次会に誘われるとか、どこどこで飲んでいるので出てこいというようなことをというようなものがこの市長のほうから出されたものの中には書かれてるんですが、これが多分2番の中で職員の証言からも看過できない事実というものになってるんだと思うんですが、この点についてどういう内容であったのかということについては市のほうでは聞き取りはもう済んでるんですか。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) これは、そういった今の2次会に誘われたとかそういったものが看過できないということではありません。この事案を詳しく言うと職員を特定してしまうので詳しくは申し上げられませんけども、明らかに不当というようなことを強要してるという事案は確かにあります。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 議員が予算とかの議案を提出される市役所の方に、しかも部長ですから議案を提出する責任者ですよね、この責任者に、提案を受けて審査をする、もうちょっと言いましたら、1人の許認可でみんなの議会の許認可になるわけですけども、そういうところから中元、歳暮を贈られようとしていたっていうのが、その事実について看過できない問題で

はないというふうに考えるっていうのは私はどうなのかなあというふうに思うんですが、これは問題ですよね。

- ○証人(友實武則君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) 今おっしゃった事例は明らかに公職選挙法の寄附行為に当たります。 問題です。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 先ほどの内容なんですけども、3番ですけども、場合によってはということで、法的な問題があれば告発するというふうにもお話しされてらっしゃるんですが、こういうような場合に入らないか。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) それが現実に告訴等の要件を満たすかどうか、これは今私がこの何行 かの文章だけで判断はようしません。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) もう1点。別に告訴人になる、親告罪で告訴側に入る必要もなくて、赤磐市の中で調べる中で不正な事実があれば告発というような、告発人という立場で犯罪を通報するということも可能なんですが、それも同じ範囲としてお考えになられてますか。告訴、告発というところの言葉の区別をつけたいんですが、いかがでしょうか。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) あくまでも赤磐市として損害をこうむる、あるいは看過できない事件に被害者及び関係者として巻き込まれると、これは刑事告訴ということになろうかと思います。一般論です。こういう犯罪行為を見かけたということであれば、告発になろうかと思います。

以上です。

- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) そこまでわかっていただいてるんであれば、市の調査あるいは百条 委員会の調査、第三者委員会の調査、こういったようなもので犯罪の事実というものが浮かび 上がってきたときには、市としてそれを見聞きした以上は告発する義務が刑事訴訟法第239条 の第2項にしっかり書かれてるんですが、この点の御認識というのはどの程度強く持ってらっ しゃいますか。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) これは、コンプライアンス、法令遵守の見地から対応するべきと思い

ます。

- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 2番でコンプライアンスの遵守、それの教育というふうにおっしゃいましたけれども、市の職員がコンプライアンス遵守っていうのは当たり前やと思うんですが、 今がたがたになった市のガバナンスをどうやって立て直すのか、具体的な策についてお知らせください。
- ○証人(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) お言葉を返しますけども、今赤磐市の職員はがたがたではありません。申しわけありませんが、不当な要求、これがいわゆる社会的にこれまで不当要求者としてよくいわれているのが、右翼団体とか暴力団組織に属する人あるいはその関係者、こういった方々が不当な要求をしてくるっていうことを対象に今まで教育もしてきました。これについては、赤磐市の職員は毅然とした対応ができております。私が市長に就任してからも、110番通報、検挙、何人もそういったことが起こっております。きちんと対応はできてると思っております。余りしつこいようだったら退去命令もできるような準備も整ってます。きちんと実行できている。

しかしながら、これは職員も非常につらいところなんですけども、こと市議会議員あるいは それと同じような政治を行ってる方あるいは地域の代表をしている方々、こういった方々の要 求に対しては、そういった毅然とした対応が残念ながらできていないというのが今ございま す。これは赤磐市の行政だけではないとは思うんですけども、ここのところを強化して、教 育、意識の改革が必要だということを申し上げた次第です。

- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 具体的なガバナンスの立て直し策を聞いてるんですが、お答えがないんですけども、いわゆる今私はガバナンスががたがたやっていうお話をしたのは、きょうも職員の方が来られて、上司から不当な要求、改ざんを要求されたけれども、当然自分の上司あるいはその上司の上司には相談できませんと。市に例えばそういう内部告発をするような聞く耳を持つような部署あるいは人っていうのがありますかって聞いたら、ないですというふうに答えられるんですよ。例えば、そういう内部告発をしたときに聞く耳を持つようなセクションとか人とかを配置する、これが具体的な策じゃないですか。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) そういうセクション、制度はございます。その職員が答えができなかったというのは、今聞いてとても残念です。内部通報者の保護制度も運用しております。ですので、これは、そういった部署へきちんと相談できるようにこれを市職員に周知をします。 以上です。

- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 今の答えがそのものなんですよ。いわゆるガバナンスが全くがたがたで、なってないんですよ。その辺を具体的にどうされるんですかっていうふうに聞いてるんです。
- ○証人(友實武則君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) これは、先ほども何度も言ってますように、職員に対して法令遵守の 基本精神をしっかりと植えつけること、これがもっともっと推進しないといけないことだと認 識してます。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員(原田素代君) さっきよくわからないっていうふうに言ったんですけど、市長がおっしゃる、職員に徹底して、自治体職員として見識を持って対応してもらいたいという、どちらかというと内面にかかわって期待をされてるようですけど、内面を問題にするよりもいっぱい正しい要綱があるわけですよ。この要綱、例えばさっき言った不当要求行為等対策要綱、過去5年にわたって対策委員会は開かれましたかって言ったら1回も開かれてないんですよ、1回も。市長はこの間いろいろやってきたっておっしゃるけど、この要綱に従ってそういう対応を1回もされてないんですよ。対応記録票だって書かれてない。倉迫副市長に言わせると、書いときゃよかった、後悔してますとおっしゃってた。私は、永徳さんのおっしゃる、どうも市役所の中で、こういったさまざまなちゃんと外的なシステムはできてるのに、それを運用に至れてないことが大きな原因で、その運用に積極的にかかわれるようなことを市長が配慮してあげることが本来の解決だと思うんです。職員に求めるんじゃなくて、職員がやりやすいように市長がどういうふうに対応するかってことをお聞きしたい。
- ○証人(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) そのおっしゃってることはよくわかります。まさにそういったところ は必要かと思います。きちんとそれは徹底するように頑張ります。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) その程度で、きょうは。
- ○委員(原田素代君) わかりました。
- ○委員長(下山哲司君) 1項目の細かいことのやりとりをやろうということで。
- ○委員(原田素代君) その後があるんです。
- ○委員長(下山哲司君) 市長を呼んでおりませんので、またそれについては今後議会と執行 部が前も言われたように両輪になってやるというんでしたらきっちりやればいいんで、きょう

この場でその1項目についてやりとりするという考えはありませんので、そういうように御理解ください。

- ○委員(原田素代君) これは大変大事なことだと思うんですけど。
- ○委員長(下山哲司君) 大事な部分ですけど、これは一部分なんで、もっと大きい根切りの とこでお願いします。
- ○委員(原田素代君) わかりました。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 2番のところの質問なんですけども、議会と執行部の関係なんですが、この関係について、先ほど言いましたけども、飲みに誘われ、現地には業者が同席するような状況であったなどというようなことを証言される職員さんもいらっしゃるわけです、アンケートで、お答えになられるような方もいらっしゃるわけです。こういうのは今後どうされるおつもりですか。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) 職員と市議会議員がそういった飲みの席、これに不当な要求が絡んだ席はだめですけども、現に私たちは忘年会とかで議員の皆さんと宴席に私も出かけてます。そういった信頼関係を継続するためには、そういう懇親の場も必要かと思います。しかしながら、そこに営利を目的とした、特に市役所の業務に関係する業者がいるというのは、これはコンプライアンスの見地からいって適切ではないということだけははっきりと言えます。そういったことは厳に慎むべきだし、それは常識として判断できる、そういう職員になってもらわないといけないと思います。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) たくさん集まる議会の懇親会みたいなことを私は言ってるんではなくて、2次会とか3次会とか、議員が個人的に誘って、飯を食ようるから出てこいとか酒を飲みようるから出てこいとかというような感じで、議員と職員が個人的に接触する、酒の席で接触するということについて、今回のことがあるわけですから、今後どうするんですかということなんです。というのは、藤井さんも北川議員と個人的なそういうアルコールを伴う席で御一緒したことがあるとか、総合政策部長もそういうふうにおっしゃられたりとか、複数の幹部職員の名前が出てるわけですよ。そういうようなところが、先ほど永徳委員のほうが言われた、相談をしようと思っても相談することができないとかというようなところにつながるんだったら、これは私はゆゆしき問題ではないかなというふうに思うんです。それを信頼関係だからというところをとってそこのところに目を向けないと、また再発するようなおそれがあるんじゃないかなというふうに思うんですが、市長のお考えはどうなんでしょう。

- ○証人(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) 基本的には、個人的に例えば1対1でっていうようなことは、そこに モラルがあるのなら最大限それもいいかもしれません。でも、日常の言動でそこに常識的な判 断でモラルの有無はわかるはずです。ですから、それが判断できる職員にならないといけない ということでございます。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいか。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 最後に私のほうからも1つ追加をさせていただきたいんですが。
- ○委員(永徳省二君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 永徳委員。
- ○委員(永徳省二君) 済みません、もう1点だけお伺いします。

今回北川議員に頼まれて臨時職員を採用して賃金を支払ってたということなんですけれども、過去、北川議員はしょっちゅう市長室にほとんど自由に出入りして、恐らく市長といろんな話をされてたと思うんですけど、ある意味市長は悪く言えば北川議員をうまく使って議案をうまく通してきたんじゃないかなと思うんですが、この辺がまずトップとして議員との、済みません、悪く言ったら癒着になるんでしょうか、というのが感じられるんですけれども、その辺はどうされるんでしょうか。

- ○証人(友實武則君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) 申しわけありません。そういったケースは1度もありません。市長室 へそんなに頻度高く来てないですし、来たとしても本当ほとんど1時間いたら55分は北川さん がしゃべってます。私はそれに相づちを打つだけです。そういう会い方なんで、そういうふう な不当なものに対して私は一度も北川議員と話をしたことはありません。そういう要求をした 場合には、お帰りいただいてます。間違いありません。申しわけないですけど、私の名誉もございます。そういう言い方はおやめください。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 今おっしゃられたのが、そういうようなことがあればお帰りいただいてますということは、あったんですか、そんなことが。
- ○証人(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○委員(佐々木雄司君) いや今言われたが。本人が。
- ○証人(友實武則君) その前にそういう話はなかったって言ったじゃないですか。よく聞い

てください。

- ○委員(保田 守君) 委員長、よろしいか。
- ○委員長(下山哲司君) 保田委員。
- ○委員(保田 守君) うみは出し切るというてここへ明確に書いておられるんですけど、このうみとは何を指しとんですか。議員であるんかそういう職員であるんか、そのときの勢いというのはすごいなと私は正直思うたんですけども、何を指して言われたんかなと。
- ○証人(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) うみはうみです。職員であろうと市議会議員であろうと誰であろうと、うみはうみです。出し切るんです。

以上。

- ○委員(保田 守君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 保田委員。
- ○委員(保田 守君) であるならば、今回のこの法的手段をとるとか、場合によったらということですけども、そのいろいろな報告によって、うみであるかうみでないかはその結果によって決められるということなんだけど、最終的な結論はこの委員会の報告書が来たり、それから独自のほうでおやりになってる第三者委員会の結論が出てからと考えたらいいんでしょうかね。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) 何度も言いますけども、第三者委員会の報告あるいはこの特別委員会 の御報告、こういったものをしっかりと検討させていただくということです。

もう1つつけ加えるとすれば、皆さんは刑事告訴とかそういった部分を想定されております けども、私もそれは想定の範囲内です。でも、そこに届かなくっても、この事実はしっかりと 市民の皆さんにお伝えするということは大事なことです。まずはそれを行います。

以上です。

- ○委員(保田 守君) わかりました。
- ○委員長(下山哲司君) 福木委員。
- ○委員(福木京子君) 1番に今回のことで市長が一番市の最高責任者としての責任というのを感じてるというふうに言われました。これまでの流れとして、昨年3月に副市長がやめてるわけですよね。だから、いろんな事件がある中で、副市長がやめざるを得ないような状況はずっと続いてきてたというのは一方であると思うんです。私が言いたいのは、やはり執行部の部長クラスのこのあたりが本当に意思統一をきちっとして、不正を許さない、それから悩んだ職員があったらきちっと聞いて、そこの最高の執行部の中でそういうものをきちっと解決できるような力をつくっていかないと私はだめだと思うんですよね。そのことを1つ言っておきたい

なというふうに思います。

- ○委員長(下山哲司君) よろしいか。答弁。
- ○委員(福木京子君) 答弁をお願いします。
- ○証人(友實武則君) 委員長、済みません。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) 質問のポイントがつかめなかったんですけど。
- ○委員(福木京子君) いいですか。
- ○委員長(下山哲司君) よろしいですか、そのとおりで。
- ○委員(福木京子君) 質問て、ポイントがつかめなかったというよりは、これまでの、だから平成30年、31年、ここまでの流れの中で1つ、副市長が昨年やめられてますわね。やっぱりそれは1年ちょっとの間でやめざるを得ないような状況が続いていたのかなというふうにはとれるわけですよ、外から見た場合に。だから、やっぱりいろんなこの。
- ○委員長(下山哲司君) 福木委員。それは以前調査で済ませて。
- ○委員(福木京子君) いいですよ。そういう意味では。
- ○委員長(下山哲司君) それは今市長とやりとりするあれじゃない。
- ○委員(福木京子君) 答弁はいいですけど、私としてはやはり執行部のあたりをきっちり、 その辺が許さないというふうな、それで悩んだ職員の声はしっかり聞いてやっていただきたい という思いはあります。それだけ、意見だけでいいです。
- ○委員(行本恭庸君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 行本委員。
- ○委員(行本恭庸君) 市長はこの件についてどの程度まで望んでるんでしょうか。今、百条委員会を立ち上げて調査しとります。いろんな発言を受けております。その中で、例えば実際は臨時職員の場合には月給制度なんかはもともとあるもんじゃないものをというのを、そういうのはわかっとるわけでしょ、今の現時点で。私が言いたいのは、要は今の時点で市長がこの件について市が損害をこうむっとるかこうむってないかということをお聞きしたいんで、じゃからどこら辺までをわかっとられるんかというのがわからないと、損害があったかなかったかということもわからんわけでしょ。ですから、今の時点で市長が知り得た中で市に損害をこうむっておるかおらないか、どのように思われておりますか、その点をお尋ねします。
- ○証人(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) 市は大きな損害をこうむってます。その損害は何かというと、市民の皆様への信頼を損なったという大きな損害をこうむってます。今の給与がどうこうというのは、第三者委員会や百条委員会でも一つの調査の項目になってるはずです。そういったものを伺わせていただいてのことにさせてください。

- ○委員(行本恭庸君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 行本委員。
- ○委員(行本恭庸君) 確かに、損害といえば、金銭的な損害もあれば今市長が言われたような損害もあります。市が損害をこうむったということは、金銭的なことを私はお尋ねしとんです。市が金銭的に被害をこうむっておるんならば、当然要求する、解消せにやいけんでしょ。そういうことでお尋ねしたんで、そういう抽象的な問題じゃなしに、現実的に市が運営するためにはもちろんお金が要るわけですから、そのお金に対して損害をこうむってるかこうむってないかということをお聞きしとんです。

以上です。

- ○証人(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) そこは、調査を深めているということです。その結果を見て判断をさせていただきます。制度としては、月額報酬という制度は存在しております。

以上です。

- ○委員長(下山哲司君) よろしいですね。
- ○委員(行本恭庸君) よろしいです。
- ○委員長(下山哲司君) 委員長として最後にひとつ決意をお聞きしたいんですが、市が損害を与えられたということはもう皆さん御承知、職員にも傷をつけられたというふうに私は思ってます。そういう中で、行政の長として職員を守らなきゃならない立場にありますし、金銭的な損害を与えられればそれなりの処置をとらにゃいけんことはあると思うんですよ。先ほどお話をいただいたんですが、決意としては市民の皆さんに伝わるだけの勢いがなかったと思うんですよ。ですから、今後どういうふうに、もう少し力強い言葉で最後締めくくっていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。
- ○証人(友實武則君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 友實君。
- ○証人(友實武則君) 力強いかどうかわかりませんが、悪いものは悪い、そういう精神で臨みます。

以上です。

○委員長(下山哲司君) よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(下山哲司君) 以上で友實武則君に対する尋問は一応終了しました。

友實武則証人には、本日は長時間ありがとうございました。御退席してくださいまして結構 でございます。ありがとうございました。

○証人(友實武則君) ありがとうございました。

## 〔証人 友實武則君 退場〕

○委員長(下山哲司君) 続いて、協議事項2番目、実地調査について。 委員派遣についてお諮りいたします。

先般、本委員会から晴れの国おかやま農業協同組合に対し、吉井運転組合代表松村義和氏の口座開設に係る関係書類の請求をしておりましたが、内部機密資料により書類一式の提出はいたしかねますが、任意団体の口座開設に当たり、団体の会則、内規、組合員名簿、届け出書の提出、代表者の免許証による本人確認を行い、口座開設を実施しておりますとの回答でありました。この回答では十分な調査ができないため、口座開設の書類の開示請求をしたいと思います。これの開示については委員を派遣し、調査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(下山哲司君) 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の人選、日時、場所、目的及び経費につきましては委員長に一任願いたいと 思いますが、御異議ございませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(下山哲司君) 異議なしと認め、さよう決定いたしました。 続いて、協議事項3番目、その他に入ります。

その他で委員さんから何かありましたらお願いいたします。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 原田委員。
- ○委員 (原田素代君) きょうの市長の証人喚問ですが、もう1日予備日もありますし、もう 1回やる方向をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○委員長(下山哲司君) 打合せ会において御協議させていただきます。
- ○委員(原田素代君) そうですか。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) お尋ねなんですが、前回委員派遣で正子建工さんのところに内容の確認に行っていただくということになっているんですけども、その報告はこちらの場所で行うのか、それとも書面で委員に対して行うのか、方針のほうを示していただけたらと思います。
- ○委員長(下山哲司君) 先ほど書面にて皆さんに御配付したと思いますが、そのとおりでございます。それ以上でもありません。
- ○委員(佐々木雄司君) 委員長。
- ○委員長(下山哲司君) 佐々木委員。
- ○委員(佐々木雄司君) 済みません、言い方が違ったかもしれません。それをもって報告と

するのか、口頭でこちらのほうで読み上げて報告とするのか、報告の内容ではなくて報告の仕 方、これについてお尋ねしてます。

- ○委員長(下山哲司君) 私の見解としましては、民のお話でございまして、この調査項目の中にない項目でございますので、委員の中で見ていただいて、御理解をいただくというふうに理解しております。
- ○委員(佐々木雄司君) はい。
- ○委員長(下山哲司君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(下山哲司君) その他についてもうないようですので、以上をもちまして第15回公 金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を閉会といたします。

皆様方には、本日は長時間にわたり大変お疲れさまでした。

午後1時58分 閉会